

東京電力ホールディングス株式会社
福島第一原子力発電所

発信時刻

11時 35分

様式9-1

第25条報告

送信枚数 (1 / 1)

応急措置の概要 (原子炉施設)

(第25115報)

2023年10月31日

内閣総理大臣, 原子力規制委員会, 福島県知事, 大熊町長, 双葉町長 殿

第25条報告

報告者名 東京電力ホールディングス株式会社
福島第一廃炉推進カンパニー
福島第一原子力発電所
原子力防災管理者 田南 達也

連絡先 0240-30-9301

原子力災害対策特別措置法第25条第2項の規定に基づき、応急措置の概要を以下の通り報告します。

原子力事業所の名称及び場所	福島第一原子力発電所 福島県双葉郡大熊町大字夫沢字北原22
特定事象の発生箇所(注1)	福島第一原子力発電所
特定事象の発生時刻(注1)	2011年(平成23年)3月11日 16時36分 (24時間表示)
特定事象の種類(注1)	非常用炉心冷却装置注水不能 (原災法政令第6条第4項第4号, 省令第21条第1項ロ)
発生事象と対応の概要(注2)(注3)	(対応日時, 対応の概要) 第24326報他でお知らせしたとおり、3号機の原子炉注水設備においては、原子炉格納容器の水位の安定化のため、原子炉注水量を3.7m ³ /hまで増加させ傾向を監視してまいりました。 その後、水位にわずかな低下が見られることから、本日10時35分、原子炉への注水量を以下のとおり変更しました。 <原子炉注水変更> 原子炉注水量 : 3.7m ³ /h→3.8m ³ /h 関連パラメータについては、異常のないことを確認しました。 今後も、水位の傾向を見ながら微調整のための流量調整を以下の範囲内で行います。 (3.5m ³ /h±0.3m ³ /h程度) 流量調整を実施した際には、実施の都度、流量調整の実績をお知らせします。 引き続き、水位計および関連パラメータについて、慎重に監視してまいります。 【公表区分:E】 ※添付の有り・無し (注4)
その他の事項の対応(注5)	なし

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

(注1) 最初に発生した特定事象の発生箇所, 発生時刻, 種類について記載する。

(注2) 設備機器の状況, 故障機器の応急復旧, 拡大防止措置等の時刻, 場所, 内容について発生時刻順に記載する。

(注3) 当該原子力事業所所在市町村において震度6弱以上の地震が発生した場合, また震度によらず警戒事態該当事象または特定事象の発生に関連していると思われる地震が発生した場合は, その発生日時, 観測用地震計の加速度gal数(水平方向, 鉛直方向)を記入する。

(注4) 新たに警戒事態該当事象または特定事象が発生した場合は, 本様式に加えて様式9-1添付を用いて報告する。なお, 様式9-1添付を用いた報告は当該事象が非該当となるまで継続して行う。

(注5) 緊急時対策本部の設置状況, 被ばく患者発生状況等について記載する。

東京電力ホールディングス株式会社
福島第一原子力発電所

発信時刻

14 時 40 分

様式9-1

第25条報告

送信枚数 (1 / 16)

応急措置の概要 (原子炉施設)

(第25116報)

2023年10月31日

内閣総理大臣, 原子力規制委員会, 福島県知事, 大熊町長, 双葉町長 殿

第25条報告

報告者名 東京電力ホールディングス株式会社
福島第一廃炉推進カンパニー
福島第一原子力発電所
原子力防災管理者 田南 達也

連絡先 0240-30-9301

原子力災害対策特別措置法第25条第2項の規定に基づき, 応急措置の概要を以下の通り報告します。

原子力事業所の名称及び場所	福島第一原子力発電所 福島県双葉郡大熊町大字夫沢字北原22
特定事象の発生箇所(注1)	福島第一原子力発電所
特定事象の発生時刻(注1)	2011年(平成23年)3月11日 16時36分 (24時間表示)
特定事象の種類(注1)	非常用炉心冷却装置注水不能 (原災法政令第6条第4項第4号, 省令第21条第1項ロ)
発生事象と対応の概要(注2)(注3)	<p>(対応日時, 対応の概要) プラント関連パラメータ、タンクエリアパトロール結果等について、下記のとおりお知らせいたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プラント関連パラメータ [10月31日11時00分現在] ・サブドレン等 分析結果 [採取日 10月30日] ・集中廃棄物処理施設周辺サブドレン水 分析結果 [採取日 10月30日] ・構内排水路 分析結果 [採取日 10月30日] ・構内排水路 排水路流量と分析結果 [採取日 10月13日~10月19日] ・護岸地下水観測孔 分析結果 [採取日 10月26日、10月30日] ・海水分析結果<港湾内、放水口付近> [採取日 10月11日、10月30日] ・地下貯水槽(ドレン孔・検知孔・海側観測孔)分析結果 [採取日 10月30日] <p>・発電所敷地内におけるモニタリング結果について、前回のお知らせから有意な変動はありません。</p> <p>・タンクエリアパトロール及び汚染水タンク水位計による常時監視において、漏えい等の異常はありません。</p> <p>・建屋滞留水の移送状況について、パトロール及び警報監視において、漏えい等の異常は確認されません。</p> <p>サブドレン他水処理施設一時貯水タンクD、地下水バイパス一時貯留タンクグループ3の当社及び第三者機関による分析結果については、共に運用目標値を満足していたことから、11月1日に排水を実施します。</p> <p>排水開始・終了の実績については、別途お知らせします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サブドレン・地下水ドレン浄化水 排水前分析結果 [採取日 10月27日] ・地下水バイパス一時貯留タンク水 排水前分析結果 [採取日 10月26日] <p>【公表区分：その他】</p> <p>※添付の(有)・無し (注4)</p>

(2 / 16)

その他の事項の対応 (注5)	なし
-------------------	----

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

(注1) 最初に発生した特定事象の発生箇所、発生時刻、種類について記載する。

(注2) 設備機器の状況、故障機器の応急復旧、拡大防止措置等の時刻、場所、内容について発生時刻順に記載する。

(注3) 当該原子力事業所所在市町村において震度6弱以上の地震が発生した場合、また震度によらず警戒事態該当事象または特定事象の発生に関連していると思われる地震が発生した場合は、その発生日時、観測用地震計の加速度 gal 数（水平方向、鉛直方向）を記入する。

(注4) 新たに警戒事態該当事象または特定事象が発生した場合は、本様式に加えて様式9-1添付を用いて報告する。なお、様式9-1添付を用いた報告は当該事象が非該当となるまで継続して行う。

(注5) 緊急時対策本部の設置状況、被ばく患者発生状況等について記載する。

(4116)

2023年10月31日
東京電力ホールディングス株式会社
福島第一廃炉推進カンパニー

サブドレン等 分析結果 (γ)

採取地点	採取日時	分析項目		
		I-131 (Bq/L)	Cs-134 (Bq/L)	Cs-137 (Bq/L)
1号機サブドレン	2023/10/30 06:53	< 5.6E+00	5.2E+00	1.3E+02
2号機サブドレン	2023/10/30 06:58	< 1.3E+01	2.8E+01	1.6E+03
3号機サブドレン	2023/10/30 07:05	< 4.1E+00	< 5.0E+00	< 5.3E+00
4号機サブドレン	2023/10/30 07:10	< 5.2E+00	< 5.4E+00	< 6.3E+00
5号機サブドレン	—	—	—	—
6号機サブドレン	—	—	—	—
構内深井戸	—	—	—	—

・不等号 (<:小なり) は、検出限界値未満 (ND) を表す。

・測定対象外および採取中止の項目は「-」と記す。

・O.OE±Oとは、O.O×10^{±0}であることを意味する。

(例) 3.1E+01は3.1×10¹で31, 3.1E+00は3.1×10⁰で3.1, 3.1E-01は3.1×10⁻¹で0.31と読む。

2023年10月31日
東京電力ホールディングス株式会社
福島第一廃炉推進カンパニー

集中廃棄物処理施設周辺サブドレン水 分析結果 (Y)

採取地点	採取日時	分析項目		
		I-131 (Bq/L)	Cs-134 (Bq/L)	Cs-137 (Bq/L)
4号T/B建屋南東	2023/10/30 07:10	< 5.2E+00	< 5.4E+00	< 6.3E+00
プロセス主建屋北東	2023/10/30 07:45	< 4.0E+00	< 3.9E+00	< 4.7E+00
プロセス主建屋南東	2023/10/30 07:40	< 4.2E+00	< 4.9E+00	< 5.3E+00
雑固体廃棄物減容処理建屋南	2023/10/30 07:20	< 4.1E+00	< 4.5E+00	< 3.9E+00
サイトバンカ建屋南西	2023/10/30 07:30	< 4.5E+00	< 5.4E+00	< 4.3E+00
焼却工作業建屋西側	2023/10/30 07:25	< 4.9E+00	< 5.4E+00	3.8E+01
雑固体廃棄物減容処理建屋北	2023/10/30 07:15	< 3.8E+00	< 3.9E+00	< 4.3E+00
サイトバンカ建屋南東	2023/10/30 07:35	< 5.0E+00	< 4.9E+00	< 4.4E+00

・不符号 (<:小なり) は、検出限界未満 (ND) を表す。

・測定対象外および採取中止の項目は「-」と記す。

・ $O.E \pm O$ とは、 $O.O \times 10^{+O}$ であることを意味する。

(例) $3.1E+01$ は 3.1×10^1 で 31 、 $3.1E+00$ は 3.1×10^0 で 3.1 、 $3.1E-01$ は 3.1×10^{-1} で 0.31 と読む。

・サイトバンカ建屋南西は、1回/週程度の頻度で分析を実施。

2023年10月31日
東京電力ホールディングス株式会社
福島第一原子力発電所

構内排水路 分析結果 (全β・γ)

採取地点	採取日時	分析項目		
		全β (Bq/L)	Cs-134 (Bq/L)	Cs-137 (Bq/L)
A排水路	2023/10/30 07:20	5.4E+00	< 5.1E-01	3.4E+00
物揚場排水路	2023/10/30 07:30	4.9E+00	< 5.0E-01	2.1E+00
K排水路	2023/10/30 06:00	2.7E+01	< 5.6E-01	1.5E+01
BC排水路	2023/10/30 06:00	< 3.8E+00	< 5.0E-01	< 6.5E-01
D排水路	2023/10/30 07:25	< 3.8E+00	< 4.8E-01	< 5.4E-01
5,6号機排水路※1	—	—	—	—

・不等号 (<:小なり)は、検出限界未満 (ND)を示す。

・測定対象外および採取中止の項目は「-」と記す。

・O.OE±Oとは、 $O.O \times 10^{\pm O}$ であることを意味する。

(例) $3.1E+01$ は 3.1×10^1 で31、 $3.1E+00$ は 3.1×10^0 で3.1、 $3.1E-01$ は 3.1×10^{-1} で0.31と読む。

・採取当日の降雨量は0 mm

・排水路流量情報は、解析中のため後日公表する。

※1 5,6号機排水路は1回/月に分析を実施。

2023年10月31日
東京電力ホールディングス株式会社
福島第一原子力発電所

構内排水路 排水路流量と分析結果 (全β・H-3・γ)

採取地点	採取日時	降雨量 (mm/日)	流量 (m ³ /秒)	分析項目			
				全β (Bq/L)	H-3 (Bq/L)	Cs-134 (Bq/L)	Cs-137 (Bq/L)
A排水路	2023/10/13 07:50	0.0	0.001	7.9E+00	—	< 5.5E-01	5.6E+00
	2023/10/14 08:05	0.0	0.002	8.2E+00	—	< 5.5E-01	6.7E+00
	2023/10/15 07:22	34.0	0.001	8.2E+00	—	< 5.5E-01	7.8E+00
	2023/10/16 07:55	0.0	0.002	4.7E+00	—	< 7.2E-01	3.3E+00
	2023/10/17 08:09	0.0	0.002	3.4E+00	—	< 5.9E-01	3.0E+00
	2023/10/18 08:00	0.0	0.002	8.0E+00	< 6.4E+00	< 5.2E-01	2.8E+00
	2023/10/19 07:54	0.0	0.002	7.3E+00	—	< 7.6E-01	5.2E+00
物通場排水路	2023/10/13 07:55	0.0	0.005	< 3.1E+00	—	< 4.8E-01	8.9E-01
	2023/10/14 08:15	0.0	0.004	< 3.3E+00	—	< 6.7E-01	1.3E+00
	2023/10/15 07:30	34.0	0.005	< 3.5E+00	—	< 5.7E-01	1.5E+00
	2023/10/16 08:00	0.0	0.005	4.2E+00	—	< 6.7E-01	2.9E+00
	2023/10/17 08:05	0.0	0.005	< 3.2E+00	—	< 5.7E-01	8.7E-01
	2023/10/18 08:08	0.0	0.004	< 2.6E+00	< 6.4E+00	< 6.0E-01	1.2E+00
	2023/10/19 08:00	0.0	0.005	5.3E+00	—	< 4.5E-01	8.4E-01
K排水路	2023/10/13 06:00	0.0	0.010	9.7E+00	—	< 5.7E-01	7.0E+00
	2023/10/14 06:00	0.0	0.010	1.2E+01	—	< 4.1E-01	6.7E+00
	2023/10/15 06:00	34.0	0.010	7.1E+00	—	< 4.8E-01	6.7E+00
	2023/10/16 06:00	0.0	0.014	2.8E+01	—	< 6.8E-01	2.2E+01
	2023/10/17 06:00	0.0	0.013	1.8E+01	—	< 7.2E-01	1.3E+01
	2023/10/18 06:00	0.0	0.012	1.4E+01	8.7E+01	< 5.5E-01	1.2E+01
	2023/10/19 06:00	0.0	0.011	1.4E+01	—	< 6.3E+01	8.9E+00
BC排水路	2023/10/13 06:00	0.0	0.003	3.1E+00	—	< 5.1E-01	< 6.0E-01
	2023/10/14 06:00	0.0	0.002	< 3.3E+00	—	< 4.4E-01	< 5.1E-01
	2023/10/15 06:00	34.0	0.002	< 3.5E+00	—	< 5.5E-01	< 5.6E-01
	2023/10/16 06:00	0.0	0.006	1.7E+01	—	< 5.4E-01	< 6.6E-01
	2023/10/17 06:00	0.0	0.002	2.5E+01	—	< 5.7E-01	< 6.6E-01
	2023/10/18 06:00	0.0	0.002	2.9E+01	< 6.4E+00	< 6.2E-01	< 7.0E-01
	2023/10/19 06:00	0.0	0.003	1.2E+01	—	< 4.5E-01	< 4.7E-01
D排水路	2023/10/13 07:48	0.0	0.027	4.2E+00	—	< 5.5E-01	< 6.7E-01
	2023/10/14 08:10	0.0	0.027	< 3.3E+00	—	< 6.5E-01	< 6.6E-01
	2023/10/15 07:26	34.0	0.027	7.6E+00	—	< 5.1E-01	6.5E+00
	2023/10/16 07:50	0.0	0.029	< 2.7E+00	—	< 6.4E-01	< 5.8E-01
	2023/10/17 08:12	0.0	0.029	< 3.2E+00	—	< 7.0E-01	< 6.7E-01
	2023/10/18 08:04	0.0	0.025	< 3.2E+00	< 6.4E+00	< 5.5E-01	< 6.6E-01
	2023/10/19 07:57	0.0	0.025	< 3.8E+00	—	< 6.7E-01	< 6.4E-01
5,6号機排水路	—	—	—	—	—	—	—

・不符号 (<: 小なり) は、検出限界値未満 (ND) を表す。

・測定対象外および採取中止の項目は「—」と記す。

・〇.〇±〇とは、〇.〇×10^{±〇}であることを意味する。

(例) 3.1E+01は3.1×10¹で31, 3.1E+00は3.1×10⁰で3.1, 3.1E-01は3.1×10⁻¹で0.31と読む。

・流量以外は概にお知らせ済み。

2023年10月31日
東京電力ホールディングス株式会社
福島第一原子力発電所

護岸地下水観測孔 分析結果 (全β・γ・塩素)

(1/2)

観測地点	採取日時	分析項目							塩素 (ppm)
		全β (Bq/L)	Mn-54 (Bq/L)	Co-60 (Bq/L)	Ru-106 (Bq/L)	Sr-125 (Bq/L)	Cs-134 (Bq/L)	Cs-137 (Bq/L)	
No.0-1	2023/10/30 07:10	1.5E+02	< 1.9E+00	< 2.2E+00	< 1.9E+01	< 6.8E+00	< 2.1E+00	5.4E+01	—
No.0-1-2	2023/10/30 07:15	3.7E+01	< 2.7E-01	< 3.3E-01	< 3.0E+00	< 1.3E+00	< 4.4E-01	2.1E+01	—
No.0-2	2023/10/30 07:30	4.6E+01	< 2.4E-01	< 2.7E-01	< 2.0E+00	< 1.1E+00	< 3.4E-01	2.0E+01	—
No.0-3-1	2023/10/30 07:20	2.7E+01	< 3.4E-01	< 3.1E-01	< 3.0E+00	< 1.3E+00	< 4.4E-01	6.9E+00	—
No.0-3-2	2023/10/30 07:25	2.6E+01	< 2.4E-01	< 2.8E-01	< 2.2E+00	< 9.3E-01	< 2.7E-01	6.1E+00	—
No.0-4	2023/10/30 07:35	2.2E+01	< 3.7E-01	< 3.4E-01	< 3.9E+00	< 1.4E+00	< 6.5E-01	1.5E+01	—
No.1	—	—	—	—	—	—	—	—	—
No.1-6	—	—	—	—	—	—	—	—	—
No.1-8	—	—	—	—	—	—	—	—	—
No.1-9 *	2023/10/30 07:40	1.6E+01	—	—	—	—	—	—	1.1E+02
No.1-11	—	—	—	—	—	—	—	—	—
No.1-12	—	—	—	—	—	—	—	—	—
No.1-14	—	—	—	—	—	—	—	—	—
No.1-16	—	—	—	—	—	—	—	—	—
No.1-17	—	—	—	—	—	—	—	—	—

・不等号 (< ; 小なり) は、検出限界未満 (ND) を表す。
 ・測定対象外および採取中止の項目は「—」と記す。
 ・0.0E+00は、0.0x10⁰であることを意味する。
 (例) 3.1E+01は3.1x10¹で31, 3.1E+00は3.1x10⁰で3.1, 3.1E-01は3.1x10⁻¹で0.31と読み。
 ※1 No.1-9は、採水器具による採取であるため、γ測定は実施せず。全βは参考値としての測定に留意。

護岸地下水観測孔 分析結果 (全β・γ・塩素)

(2/2)

採取地点	採取日時	分析項目										塩素 (ppm)			
		全β (Bq/L)	Mn-54 (Bq/L)	Co-60 (Bq/L)	Ru-106 (Bq/L)	Sb-125 (Bq/L)	Cs-134 (Bq/L)	Cs-137 (Bq/L)	その他核種出稼後						
1,2号機ウエルポイント 汲み上げ水		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.2	2023/10/30 07:55	1.9E+02	< 2.9E-01	< 3.0E-01	< 2.6E+00	< 9.1E-01	< 3.3E-01	< 2.6E+00	< 3.3E-01	< 2.1E+00	< 2.1E+00	2.6E+00	< 3.3E-01	< 2.6E+00	-
No.2-2	2023/10/30 08:00	1.7E+02	< 1.8E+00	< 2.2E+00	< 2.1E+01	< 7.7E+00	< 2.1E+00	< 2.1E+00	< 2.1E+00	< 7.7E+00	< 2.1E+00	7.3E+01	< 2.1E+00	< 7.3E+01	-
No.2-3	2023/10/30 08:05	3.6E+04	< 3.3E-01	< 2.7E-01	< 3.2E+00	< 1.4E+00	< 4.6E-01	< 3.2E+00	< 4.6E-01	< 1.4E+00	< 4.6E-01	1.7E+01	< 4.6E-01	< 1.7E+01	-
No.2-5 ※2	2023/10/30 08:10	2.3E+06 *	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.2-6		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.2-7	2023/10/30 07:45	2.9E+02	< 3.4E-01	< 3.4E-01	< 3.3E+00	< 1.3E+00	< 3.9E-01	< 3.3E+00	< 3.9E-01	< 1.3E+00	< 3.9E-01	7.5E+00	< 3.9E-01	< 7.5E+00	5.3E+02
No.2-8	2023/10/30 07:50	4.3E+03	< 3.1E-01	< 3.1E-01	< 3.1E+00	< 3.1E+00	< 3.7E-01	< 3.1E+00	< 3.7E-01	< 3.1E+00	< 3.7E-01	7.4E+00	< 3.7E-01	< 7.4E+00	-
2,3号機改修ウエル 汲み上げ水		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.3		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.3-2		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.3-3		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.3-4		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.3-5 ※2		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
3,4号機改修ウエル 汲み上げ水		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

・不等号 (<) : 小回り) は、検出限界値未満 (ND) を表す。
 ・測定対象外および採取中心の項目は「-」と記す。
 ・O.E±Oとは、 0.0×10^0 であることを意味する。
 (例) $3.1E+01$ は 3.1×10^1 で31、 $3.1E+00$ は 3.1×10^0 で3.1、 $3.1E-01$ は 3.1×10^{-1} で0.31と読み。
 ※2 No.2-5、No.3-5は、採水器具による採取であるため、γ測定は実施せず、全βは参考値として示す。
 *過去最高値

「護岸地下水観測孔 分析結果 (全β・γ・塩素)」および「2023年10月31日以前公表資料
 「福島第一発電所、放水口付近、護岸の詳細分析結果 護岸地下水」で掲載に示した値との比較

2023年10月31日
東京電力ホールディングス株式会社
福島第一原子力発電所

護岸地下水観測孔 分析結果 (全β・H-3・Y・塩素)

(1/2)

採取地点	採取日時	分析項目							塩素 (ppm)		
		全β (Bq/L)	H-3 (Bq/l)	Mn-54 (Bq/L)	Co-60 (Bq/L)	Rn-106 (Bq/L)	Sr-125 (Bq/L)	Cs-134 (Bq/L)		Cs-137 (Bq/L)	
No.0-1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.0-1-2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.0-2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.0-3-1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.0-3-2	2023/10/26 07:42	3.1E+01	4.2E+03	< 2.7E-01	< 3.7E-01	< 3.4E+00	< 1.4E+00	< 3.5E-01	1.0E+01	-	-
No.0-4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.0-1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.0-5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.0-8	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.0-9	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.0-11	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.0-12	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.0-14	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.0-15	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.0-17	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

・不符号 (< ; 小なり) は、検出限界未満 (ND) を表す。
 ・測定対象外および採取中止の項目は「-」と記す。
 ・Co-60とは、 $0.0 \times 10^{+0}$ であることを意味する。
 ・(例) 3.1E+01は 3.1×10^1 で31、3.1E+00は 3.1×10^0 で3.1、3.1E-01は 3.1×10^{-1} で0.31と読む。
 ・H-3以外は既にお知らせ済み。
 ※1 No.0-9は、取水器による採取であるため、Y測定は実施せず。全βは参考値としての数値に測定。

護岸地下水観測孔 分析結果 (全β・H-3・γ・塩素)

(2/2)

探測地点	採取日時	全β (Bq/L)	H-3 (Bq/L)	分析項目 その他の観測対象					Cs-134 (Bq/L)	Cs-137 (Bq/L)	塩素 (ppm)
				Mn-54 (Bq/L)	Co-60 (Bq/L)	Ru-106 (Bq/L)	Sr-125 (Bq/L)				
1,2号機ウエルポイント 汲み上げ水											
No.2	2023/10/26 07:10	2.6E+02	2.2E+02	< 3.4E-01	< 3.9E-01	< 4.6E+00	< 1.9E+00	1.1E+00	4.6E+01		
No.2-1	2023/10/26 07:27	2.1E+02	1.2E+02	< 1.6E+00	< 1.8E+00	< 1.6E+01	< 6.5E+00	2.0E+00	6.7E+01		
No.2-3	2023/10/26 07:30	2.6E+04	3.2E+03	< 3.4E-01	< 2.6E-01	< 3.8E+00	< 1.5E+00	< 3.3E-01	1.3E+01		
No.2-5 ^{※2}											
No.2-6											
No.2-7											
No.2-8	2023/10/26 07:14	4.5E+03	4.4E+02	< 2.3E-01	< 2.7E-01	< 2.9E+00	< 1.3E+00	5.7E-01	2.7E+01		
2,3号機改修ウエル 汲み上げ水											
No.3	2023/10/26 07:18	2.2E+02	2.0E+03	< 2.5E-01	< 3.5E-01	< 3.2E+00	< 1.1E+00	< 3.3E-01	9.3E+00		
No.3-2	2023/10/26 07:34	5.8E+02	6.6E+02	< 1.6E+00	< 2.1E+00	< 1.4E+01	< 5.1E+00	< 1.7E+00	1.1E+01		
No.3-3	2023/10/26 07:38	1.3E+03	1.7E+03	< 4.0E+00	< 4.5E+00	< 3.6E+01	< 1.5E+01	< 4.8E+00	1.5E+02		
No.3-4	2023/10/26 07:21	2.4E+01	2.9E+02	< 5.3E-01	< 9.0E-01	< 7.0E+00	< 3.0E+00	< 7.7E-01	2.0E+01		
No.3-5 ^{※2}	2023/10/26 07:24	2.7E+01	1.8E+02							2.2E+02	
3,4号機改修ウエル 汲み上げ水											

・不等号 (<:小なり) は、検出限界未満 (MD) を表す。

・測定対象外および採取中止の項目は「-」と記す。

・0.0E+0とは、0.0×10⁰であることを意味する。

・(例) 3.1E+01は3.1×10¹で31, 3.1E+00は3.1×10⁰で3.1, 3.1E-01は3.1×10⁻¹で0.31と読み。

・H-3以外の項目は知らず。

※2 No.2-5, No.3-5は、放射線計による検出であるため、γ測定は実施せず。全βは参考値として事後に測定。

(12/16)

2023年10月31日
東京電力ホールディングス株式会社
福島第一廃炉推進カンパニー

海水分析結果<港湾内, 放水口付近> (全β・γ)

試料名称	採取日時	分析項目		
		全β (Bq/L)	Cs-134 (Bq/L)	Cs-137 (Bq/L)
1F 5,6号機放水口北側 (T-1)	2023/10/30 06:55	—	< 7.8E-01	< 5.4E-01
1F 5号機取水口前	2023/10/30 07:40	< 1.2E+01	< 3.0E-01	< 3.0E-01
1F 物揚場前	2023/10/30 07:15	< 1.2E+01	< 3.6E-01	5.1E-01
1F 1~4号機取水口内北側 (東波除堤北側)	2023/10/30 07:10	< 1.2E+01	< 2.8E-01	1.6E+00
1F 1~4号機取水口内南側 (溢水壁前)	2023/10/30 07:00	1.9E+01	< 3.0E-01	8.6E+00
1F 南放水口付近 (T-2)	2023/10/30 08:30	1.2E+01	< 8.4E-01	< 7.0E-01
1F 港湾口 (T-0)	2023/10/30 06:59	< 1.3E+01	< 3.1E-01	5.4E-01
1F 港湾中央	2023/10/30 06:50	1.3E+01	< 2.5E-01	9.3E-01
1F 港湾内東側	2023/10/30 06:53	1.4E+01	< 3.5E-01	< 3.3E-01
1F 港湾内西側	2023/10/30 06:48	1.4E+01	< 4.1E-01	5.1E-01
1F 港湾内北側	2023/10/30 06:45	1.4E+01	< 3.5E-01	3.7E-01
1F 港湾内南側	2023/10/30 06:56	< 1.1E+01	< 2.7E-01	< 3.9E-01
1F 北防波堤北側 (T-0-1)	—	—	—	—
1F 港湾口北東側 (T-0-1A)	—	—	—	—
1F 港湾口東側 (T-0-2)	—	—	—	—
1F 港湾口南東側 (T-0-3A)	—	—	—	—
1F 南防波堤南側 (T-0-3)	—	—	—	—
WHOの飲料水水質ガイドライン ^{※1}			1.0E+01	1.0E+01

・不等号 (<: 小なり) は、検出限界値未満 (ND) を表す。

・測定対象外および採取中止の項目は「—」と記す。

・〇.〇E±〇とは、〇.〇×10^{±〇}であることを意味する。

(例) 3.1E+01は3.1×10¹で31, 3.1E+00は3.1×10⁰で3.1, 3.1E-01は3.1×10⁻¹で0.31と読む。

・物揚場前は、シルトフェンス開閉を行った日は開閉実施後にもサンプリングを実施。

※1 WHOの飲料水水質ガイドラインにおける、Cs-134, Cs-137の指標。

・分析結果の評価については「福島第一原子力発電所の状況について (白報)」を参照 <https://www.tepco.co.jp/press/report/>

2023年10月31日

東京電力ホールディングス株式会社
福島第一廃炉推進カンパニー

海水分析結果<港湾内, 放水口付近> (全β・H-3・γ)

試料名称	採取日時	分析項目			
		全β (Bq/L)	H-3 (Bq/L)	Cs-134 (Bq/L)	Cs-137 (Bq/L)
1F 5,6号機放水口北側 (T-1)	2023/10/11 07:40	—	—	< 7.2E-01	< 6.4E-01
1F 5号機取水口前	2023/10/11 08:25	< 1.4E+01	—	< 2.9E-01	< 2.7E-01
1F 物揚場前	2023/10/11 07:46	1.4E+01	—	< 2.7E-01	< 3.9E-01
1F 1~4号機取水口内北側 (東波除堤北側)	2023/10/11 07:43	< 1.4E+01	—	< 3.1E-01	1.7E+00
1F 1~4号機取水口内南側 (返水壁前)	2023/10/11 07:07	< 1.4E+01	—	< 4.2E-01	9.9E+00
1F 南放水口付近 (T-2) (注)	2023/10/11 07:03	1.3E+01	9.4E-01	< 7.9E-01	< 8.5E-01
1F 港湾口 (T-0)	2023/10/11 06:54	< 1.1E+01	—	< 3.0E-01	< 2.7E-01
1F 港湾中央	2023/10/11 06:45	< 1.1E+01	—	< 3.6E-01	< 3.1E-01
1F 港湾内東側	2023/10/11 06:48	< 1.3E+01	—	< 2.8E-01	< 2.6E-01
1F 港湾内西側	2023/10/11 06:43	< 1.3E+01	—	< 2.6E-01	< 3.4E-01
1F 港湾内北側	2023/10/11 06:40	< 1.3E+01	—	< 3.5E-01	< 2.9E-01
1F 港湾内南側	2023/10/11 06:51	< 1.3E+01	—	< 2.8E-01	< 2.4E-01
1F 北防波堤北側 (T-0-1)	—	—	—	—	—
1F 港湾口北東側 (T-0-1A)	—	—	—	—	—
1F 港湾口東側 (T-0-2)	—	—	—	—	—
1F 港湾口南東側 (T-0-3A)	—	—	—	—	—
1F 南防波堤南側 (T-0-3)	—	—	—	—	—
WHOの飲料水水質ガイドライン※1			1.0E+04	1.0E+01	1.0E+01

- ・不符号 (<: 小なり) は、検出限界値未満 (ND) を表す。
- ・測定対象外および採取中止の項目は「—」と記す。
- ・0.0E±0とは、0.0×10^{±0}であることを意味する。
- ・(例) 3.1E+01は3.1×10¹で31, 3.1E+00は3.1×10⁰で3.1, 3.1E-01は3.1×10⁻¹で0.31と読む。
- ・物揚場前は、シルトフェンス開閉を行った日は開閉実施後にもサンプリングを実施。
- ・H-3以外は既にお知らせ済み。

※1 WHOの飲料水水質ガイドラインにおける、H-3, Cs-134, Cs-137の指標

・分析結果の評価については「福島第一原子力発電所の状況について(日報)」を参照 <https://www.tepco.co.jp/press/report/>

(注) 地下水/バイパス排水の翌朝採取した「南放水口付近海水」については、トリチウムの分析も行っている。

(2014年10月19日以降)

2023年10月31日

東京電力ホールディングス株式会社

福島第一廃炉推進カンパニー

地下貯水槽（ドレン孔・検知孔・海側観測孔）分析結果（全β）

採取地点		採取日時	分析項目	
			全β (Bq/L)	
地下貯水槽 (ドレン孔水)	i	北東側	—	—
		南西側 ※	2023/10/30 07:32	< 2.7E+01
	ii	北東側	—	—
		南西側	—	—
	iii	北東側	—	—
		南西側	—	—
	vi	北西側	—	—
		南東側	—	—
地下貯水槽 (漏えい検知孔水)	i	北東側	—	—
		南西側 ※	2023/10/30 07:39	8.0E+01
	ii	北東側	—	—
		南西側	—	—
	iii	北東側	—	—
		南西側	—	—
海側観測孔	②	—	—	
	⑦	—	—	
	⑧	—	—	

・不等号 (< : 小なり) は、検出限界値未満 (ND) を表す。

・測定対象外および採取中止の項目は「—」と記す。

・ $0.0E\pm 0$ とは、 $0.0 \times 10^{\pm 0}$ であることを意味する。

(例) $3.1E+01$ は 3.1×10^1 で31, $3.1E+00$ は 3.1×10^0 で3.1, $3.1E-01$ は 3.1×10^{-1} で0.31と読む。

※ 8月7日に有意な上昇があったため、調査分析を実施。

2023年10月31日
東京電力ホールディングス株式会社
福島第一原子力発電所推進カンパニー

サブドレン・地下水ドレン浄化水 排水前分析結果

試料名称	採取日時	貯水量 (m ³)	分析機関	分析項目					その他 核種
				全β (Bq/L)	H-3 (Bq/L)	Cs-134 (Bq/L)	Cs-137 (Bq/L)		
一時貯水タンク (サンブルタンク)	D 2023/10/27 07:57	680	東京電力	< 2.0E+00	7.3E+02	< 7.2E-01	< 5.4E-01	検出なし	
			東北緑化環境保全(株)	< 3.3E-01	7.6E+02	< 7.5E-01	< 6.1E-01	検出なし	
運用目標				3.0E+00 (1.0E+00) ※1	1.5E+03	1.0E+00	1.0E+00	検出されぬこと※2	
告示濃度限度※3				/	6.0E+04	6.0E+01	9.0E+01	/	
WHO飲料水水質ガイドライン				/	1.0E+04	1.0E+01	1.0E+01	/	

・不等号 (< ; 小なり) は、検出限界値未満 (ND) を表す。
・0.0E±0 とは、0.0×10^{±0} であることを意味する。

(例) 3.1E+01 は 3.1×10¹ で 31, 3.1E+00 は 3.1×10⁰ で 3.1, 3.1E-01 は 3.1×10⁻¹ で 0.31 と読む。

※1 運用目標の全βについては、10日に1回程度、検出限界値を1 Bq/Lに下げて分析を実施。

※2 Cs-134, Cs-137の検出限界値「1Bq/L未満」を確認する測定にて検出されないこと(天然核種を除く)。

※3 東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則に定める告示濃度限度

(別表第一第六欄：周辺監視区域外の水中の濃度限度[本表では、Bq/cm³の表記をBq/Lに換算した値を記載])

2023年10月31日
東京電力ホールディングス株式会社
福島第一廃炉推進カンパニー

地下水バイパス一時貯留タンク水 排水前分析結果

試料名称	採取日時	貯水量 (m ³)	分析機関	分析項目				
				全β (Bq/L)	H-3 (Bq/L)	Cs-134 (Bq/L)	Cs-137 (Bq/L)	その他 γ核種
地下水バイパス 一時貯留タンク	2023/10/26 07:50	2,270	東京電力 東北核化環境保全(株)	< 6.6E-01	4.9E+01	< 6.9E-01	< 7.6E-01	検出なし
				< 3.3E-01	5.2E+01	< 6.0E-01	< 6.1E-01	検出なし
	運用目標			5.0E+00 (1.0E+00) ※1	1.5E+03	1.0E+00	1.0E+00	検出されないこと※2
	告示濃度限度※3				6.0E+04	6.0E+01	9.0E+01	
	WHO飲料水水质ガイドライン				1.0E+04	1.0E+01	1.0E+01	

・不等号 (<:小なり) は、検出限界値未満 (ND) を表す。

・0.0E+0とは、 0.0×10^0 であることを意味する。

(例) $3.1E+01$ は 3.1×10^1 で 31 , $3.1E+00$ は 3.1×10^0 で 3.1 , $3.1E-01$ は 3.1×10^{-1} で 0.31 と読み取る。

※1 運用目標の全βについては、10日に1回程度、検出限界値を 1 Bq/L に下げて分析を実施。

※2 Cs-134, Cs-137 の検出限界値「1 Bq/L 未満」を確認する判定にて検出されないこと (天然核種を除く)。

※3 東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則に定める告示濃度限度

(別表第一第六欄: 周辺監視区域外の水中の濃度限度 [本表では、Bq/cm³ の表記を Bq/L に換算した値を記載])

東京電力ホールディングス株式会社
福島第一原子力発電所

発信時刻

15時55分

様式9-1

第25条報告

送信枚数 (1/2)

応急措置の概要 (原子炉施設)

(第25117報)

2023年10月31日

内閣総理大臣, 原子力規制委員会, 福島県知事, 大熊町長, 双葉町長 殿

第25条報告

報告者名 東京電力ホールディングス株式会社
福島第一廃炉推進カンパニー
福島第一原子力発電所
原子力防災管理者 田南 達也

連絡先 0240-30-9301

原子力災害対策特別措置法第25条第2項の規定に基づき、応急措置の概要を以下の通り報告します。

原子力事業所の名称及び場所	福島第一原子力発電所 福島県双葉郡大熊町大字夫沢字北原22
特定事象の発生箇所(注1)	福島第一原子力発電所
特定事象の発生時刻(注1)	2011年(平成23年)3月11日 16時36分 (24時間表示)
特定事象の種類(注1)	非常用炉心冷却装置注水不能 (原災法政令第6条第4項第4号, 省令第21条第1項ロ)
発生事象と対応の概要(注2) (注3)	<p>(対応日時, 対応の概要)</p> <p>原子炉格納容器閉じ込め機能強化に向けて、今後の原子炉格納容器の運用管理や放射性ダスト放出抑制を検討するためのデータ採取を目的とした試験を、3つの期間(ステップ1~3)に分けて実施します。</p> <p>ステップ1の試験に伴い、1号機の窒素封入量を以下のとおり変更をします。</p> <p>< 1号機窒素封入量変更(ステップ1予定) ></p> <p>(11月1日) 窒素封入量 32Nm³/h → 25 ± 2Nm³/h</p> <p>(11月6日) 窒素封入量 25Nm³/h → 19 ± 2Nm³/h</p> <p>(11月8日) 窒素封入量 19Nm³/h → 32Nm³/h</p> <p>また、試験状態の維持のため窒素封入量変更後の流量に対して ± 2Nm³/h の範囲内で流量調整を行います。</p> <p>流量調整を実施した際には、実施の都度、流量調整の実績をお知らせします。</p> <p>窒素封入量変更に伴い、原子炉格納容器内の温度上昇が想定されるため、特定原子力施設に係る実施計画「Ⅲ 特定原子炉施設の保安」(以下、「実施計画」という。)第1編第18条で定めている運転上の制限「格納容器内温度が全体的に著しい温度上昇傾向がないこと」が満足出来ない状態となる可能性があることから、実施計画第1編第32条第1項(保全作業を実施する場合)を適用し、計画的に運転上の制限外に移行し、試験を実施します。</p> <p>なお、試験期間中においては、仮設ダストモニタによる放射性ダスト濃度監視を1時間に1回行う安全措置を定め、たうえで試験を実施します。</p> <p>なお、ステップ2およびステップ3については今後お知らせします。</p> <p>【公表区分：E】</p> <p>※添付の有リ (無) (注4)</p>

(2/2)

その他の事項の対応 (注5)	なし
-------------------	----

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

(注1) 最初に発生した特定事象の発生箇所、発生時刻、種類について記載する。

(注2) 設備機器の状況、故障機器の応急復旧、拡大防止措置等の時刻、場所、内容について発生時刻順に記載する。

(注3) 当該原子力事業所所在市町村において震度6弱以上の地震が発生した場合、また震度によらず警戒事態該当事象または特定事象の発生に関連していると思われる地震が発生した場合は、その発生日時、観測用地震計の加速度gal数(水平方向、鉛直方向)を記入する。

(注4) 新たに警戒事態該当事象または特定事象が発生した場合は、本様式に加えて様式9-1添付を用いて報告する。なお、様式9-1添付を用いた報告は当該事象が非該当となるまで継続して行う。

(注5) 緊急時対策本部の設置状況、被ばく患者発生状況等について記載する。

東京電力ホールディングス株式会社
福島第一原子力発電所

発信時刻 18 時 15 分

様式 9-1

第 25 条 報告

送信枚数 (1 / 1)

応急措置の概要 (原子炉施設)

(第 2 5 1 1 8 報)

2023 年 10 月 31 日

内閣総理大臣, 原子力規制委員会, 福島県知事, 大熊町長, 双葉町長 殿

第 2 5 条 報告

報告者名 東京電力ホールディングス株式会社
福島第一廃炉推進カンパニー
福島第一原子力発電所
原子力防災管理者 田南 達也

連絡先 0240-30-9301

原子力災害対策特別措置法第 2.5 条第 2 項の規定に基づき, 応急措置の概要を以下の通り報告します。

原子力事業所の名称及び場所	福島第一原子力発電所 福島県双葉郡大熊町大字夫沢字北原 2 2
特定事象の発生箇所 (注 1)	福島第一原子力発電所
特定事象の発生時刻 (注 1)	2011 年 (平成 23 年) 3 月 11 日 16 時 36 分 (24 時間表示)
特定事象の種類 (注 1)	非常用炉心冷却装置注水不能 (原災法政令第 6 条第 4 項第 4 号, 省令第 21 条第 1 項ロ)
発生事象と対応の概要 (注 2) (注 3)	(対応日時, 対応の概要) 第 2 5 1 1 3 報でお知らせしたとおり, サブドレン他水処理施設一時貯水タンク C に貯水していた水について, 本日以下のとおり排水を実施しました。 ・排水開始 : 13 時 36 分 ・排水終了 : 17 時 22 分 ・排水量 : 559 m ³ 排水状況については, 漏えい等の異常がないことを確認しております。 【公表区分: E】 ※添付の有り・無し (注 4)
その他の事項の対応 (注 5)	なし

備考 この用紙の大きさは, 日本産業規格 A4 とする。

(注 1) 最初に発生した特定事象の発生箇所, 発生時刻, 種類について記載する。

(注 2) 設備機器の状況, 故障機器の応急復旧, 拡大防止措置等の時刻, 場所, 内容について発生時刻順に記載する。

(注 3) 当該原子力事業所所在市町村において震度 6 弱以上の地震が発生した場合, また震度によらず警戒事態該当事象または特定事象の発生に関連していると思われる地震が発生した場合は, その発生日時, 観測用地震計の加速度 gal 数 (水平方向, 鉛直方向) を記入する。

(注 4) 新たに警戒事態該当事象または特定事象が発生した場合は, 本様式に加えて様式 9-1 添付を用いて報告する。なお, 様式 9-1 添付を用いた報告は当該事象が非該当となるまで継続して行う。

(注 5) 緊急時対策本部の設置状況, 被ばく患者発生状況等について記載する。